

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-介護分野の基準について-」の一部改正について

令和7年4月21日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-介護分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当 ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.3	第1 特定技能外国人が従事する業務 分野別運用方針 (抜粋)	5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1) 1号特定技能外国人が従事する業務 身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等)とし、訪問介護等の訪問系サービスにおける業務は対象としない。	5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1) 1号特定技能外国人が従事する業務 身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等)とする。
2	P.3	分野別運用要領 (抜粋)	第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 1号特定技能外国人が従事する業務 介護分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、上記第1の試験合格等により確認された技能を要する身体介護等(利用者の	第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 1号特定技能外国人が従事する業務 介護分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、上記第1の試験合格等により確認された技能を要する身体介護等(利用者の心身の

			<p>心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)の業務をいう。</p> <p>あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:お知らせ等の掲示物の管理、物品の補充等)に付随的に従事することは差し支えない。</p> <p>また、1号特定技能外国人の就業場所は、技能実習同様、「介護」業務の実施が一般的に想定される範囲、具体的には、介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認められる施設とする。</p>	<p>状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)の業務をいう。</p> <p>あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:お知らせ等の掲示物の管理、物品の補充等)に付随的に従事することは差し支えない。</p> <p>また、1号特定技能外国人の就業場所は、技能実習同様、「介護」業務の実施が一般的に想定される範囲、具体的には、介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認められるもののうち、厚生労働省が別途定めるものとする。</p>
3	P.4	<p>○1つ目</p> <p>○2つ目</p>	<p>○ 介護分野において受け入れる1号特定技能外国人は、特定技能基準省令第1条第1項に定めるとおり、相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務に従事することが求められるところ、本要領別表に記載された試験の合格、又は、介護福祉士養成施設修了により確認された技能を要する本要領別表に記載された身体介護等の業務に主として従事しなければなりません。</p> <p>(新設)</p>	<p>○ 介護分野において受け入れる1号特定技能外国人は、特定技能基準省令第1条第1項に定めるとおり、相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務に従事することが求められるところ、「介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」で定められた業務であって本要領別表に記載された試験の合格、又は、介護福祉士養成施設修了により確認された技能を要する本要領別表に記載された身体介護等の業務に主として従事しなければなりません。</p> <p>○ 当該業務については、『介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等』について(平成29年9月29日 社援発0929第4号、老発0929第2号)(別紙1)に示すものにおける「介護等の業務」を確認してください。</p>

4	P.4	<p>【確認対象の書類】</p> <p>○2つ目</p> <p>【留意事項】</p>	<p>○ 介護分野における業務を行わせる事業所の概要書（分野参考様式第1－2号）</p> <p>【留意事項】</p> <p>○ 介護分野における業務を行わせる事業所の概要書（分野参考様式第1－2号）には、指定通知書等（介護保険法等に基づく事業所の指定や、医療法に基づく病院等の開設許可を証する書面）を参照して施設種別コード表（別紙）に記載の施設・事業のいずれに該当するかを記載していただく必要があります。</p>	<p>（削除）</p> <p>（削除）</p>
5	P.9	<p>第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準</p> <p>告示第2条</p>	<p>告示第2条</p> <p>介護分野における特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号）第2条第1項第13号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>－ 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人（以下この条において「1号特定技能外国人」という。）を受け入れる事業所が、介護等の業務（利用者の居宅においてサービスを提供する業務を除く。）を行うものであること。</p>	<p>告示第2条</p> <p>介護分野における特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号）第2条第1項第13号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次の各号（出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人（以下この条において「一号特定技能外国人」という。）を利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事させない場合には、第二号を除く。）のいずれにも該当することとする。</p> <p>－ 一号特定技能外国人を受け入れる事業所が、介護等の業務を行うものであること。</p>

			(新設)	<p>二 一号特定技能外国人が利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事する場合にあつては、実務経験等を有する一号特定技能外国人のみを当該業務に従事させ、かつ、一号特定技能外国人を当該業務に従事させること等について事業所が利用者等に対する説明を行うことのほか、次に掲げる事項を遵守することとしていること。</p> <p>イ 一号特定技能外国人に対し、利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務の基本事項、生活支援技術、利用者等とのコミュニケーション並びに日本の生活様式その他当該業務に必要な知識及び技能を習得させる講習を行うこと。</p> <p>ロ 一号特定技能外国人が利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事する際、従事し始めた時から当該一号特定技能外国人が当該サービスの提供を一人で適切に行うことができるものと認められるまでの一定期間、当該サービスの提供に係る責任者等が同行する等により必要な訓練を行うこと。</p> <p>ハ 一号特定技能外国人が従事する利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務の内容等に関して、当該一号特定技能外国人に対して丁寧に説明を行いその意向等を確認しつつ、従事させる業務の具体的な内容、当該一号特定技能外国人の将来におけるキャリアの目標並びにそれらに対して事業所が行う支援の内容その他必要な事項を記載したキャリアアップ計画を作成すること。</p> <p>ニ 一号特定技能外国人が利用者の居宅においてサ</p>
--	--	--	------	--

			<p>二 1号特定技能外国人を受け入れる事業所において、1号特定技能外国人の数が、当該事業所の日本人等（出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の介護の在留資格、5の表の特定活動の在留資格（経済連携協定に基づき社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する介護福祉士として従事する活動を指定されたものに限る。）又は別表第2の上欄の在留資格をもって在留する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者を含む。）の常勤の介護職員の総数を超えないこと。</p> <p>三 厚生労働大臣が設置する介護分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下この条において「協議会」という。）の構成員であること。 （新設）</p>	<p>サービスを提供する介護等の業務に従事する現場において受けるハラスメント等を防止するため、当該ハラスメントに関する相談窓口の設置その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ホ 1号特定技能外国人が利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事する現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応を行うことができるよう、情報通信技術の活用その他の方法により緊急時の連絡体制の整備その他の必要な環境整備を行うこと。</p> <p>三 1号特定技能外国人を受け入れる事業所において、1号特定技能外国人の数が、当該事業所の日本人等（出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の介護の在留資格、5の表の特定活動の在留資格（経済連携協定に基づき社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する介護福祉士として従事する活動を指定されたものに限る。）又は別表第2の上欄の在留資格をもって在留する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者を含む。）の常勤の介護職員の総数を超えないこと。</p> <p>四 厚生労働大臣が設置する介護分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下この条において「協議会」という。）の構成員であること。</p> <p>五 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。</p>
--	--	--	---	--

			<p>四 協議会に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>五 介護分野への特定技能外国人の受入れに関し、厚生労働大臣が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこと。</p>	<p>六 協議会に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>七 介護分野への特定技能外国人の受入れに関し、厚生労働大臣又はその委託を受けた者が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこと。</p>
6	P.10	○2つ目	<p>○ 介護分野の1号特定技能外国人を受け入れる事業所は、介護福祉士国家試験の受験資格の認定において実務経験として認められる介護等の業務に従事させることができる事業所でなければなりません。また、訪問介護などの訪問系サービスについては、利用者、1号特定技能外国人双方の人権擁護、適切な在留管理の観点から、1号特定技能外国人の受入れ対象とはなりません。</p>	<p>○ 介護分野の1号特定技能外国人を受け入れる事業所は、介護福祉士国家試験の受験資格の認定において実務経験として認められる介護等の業務に従事させることができる事業所でなければなりません。</p>
7	P.10	【1号特定技能外国人を訪問系サービスに従事させる場合の事業者要件】	(新設)	<p>【1号特定技能外国人を訪問系サービスに従事させる場合の事業者要件】</p> <p>○ 1号特定技能外国人を利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務（以下「訪問系サービス」という。）に従事させる場合にあっては、特定技能協議会（以下「協議会」という。）において、以下の要件に適合していることを確認した上で、遵守事項等の適合の有無（新たに事業者が協議会に加入する場合は、あわせて協議会への加入の可否）を判断します（加入後に訪問系サービスに従事させる場合でも、同様に適合の有無を判断します。）。</p> <p>○ 具体的な要件としては、まず、次に掲げる事項を遵守することとしていることが必要です。なお、1号特定技能外国人が訪問系サービスに従事するに当たっては、日本人職員と同様に、介護職員初任者研</p>

				<p>修課程等の修了が必要です。</p> <p>① 事業所が行う1号特定技能外国人への講習については、訪問系サービスの基本事項、生活支援技術、利用者、家族や近隣とのコミュニケーション（傾聴、受容、共感などのコミュニケーションスキルを含む）、日本の生活様式、緊急時を想定した内容等を含むものとする。</p> <p>② 事業所は、当該1号特定技能外国人が訪問系サービスの提供を一人で適切に行うことができるものと認められるまでの一定期間、サービス提供責任者等が同行するなどにより必要なOJTを行うこと。回数や期間については、利用者や1号特定技能外国人の個々の状況により、事業所により適切に判断すること。</p> <p>③ 事業所は1号特定技能外国人が訪問系サービスを実施する際、当該1号特定技能外国人に対して業務内容や注意事項等について丁寧に説明を行い、その意向等を確認しつつ、当該1号特定技能外国人のキャリアパスの構築に向けて、従事させる業務の具体的な内容、当該1号特定技能外国人の将来におけるキャリアアップ目標並びにそれらに対して事業所が行う支援の内容その他必要な事項を記載したキャリアアップ計画を作成し、巡回訪問等実施機関へ提出すること。</p> <p>④ ハラスメント対策の観点から、事業所内において、以下に掲げる対応を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none">・ ハラスメントを未然に防止するための対応マニュアルの作成・共有、管理者等の役割の明確
--	--	--	--	--

				<p>化、ハラスメントが発生した場合の対処方法等のルール作成・共有、利用者やその家族等に対する周知</p> <ul style="list-style-type: none">・ ハラスメントが実際に起こった場合の対応として、当該ルールの実行、技能実習生が相談できる窓口の設置やその周知 <p>⑤ 1号特定技能外国人の負担軽減や訪問先での不測の事態に適切に対応できるようにする観点から、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 緊急時の連絡先や対応フローなどをまとめたマニュアルの作成・ ①で記載した緊急時を想定した研修の実施・ 緊急時に他の職員が駆けつけられる体制の確保・ サービス提供記録や申し送りについて職員全員で情報共有する仕組みの整備 <p>を行うこと。その際、コミュニケーションアプリの導入や日常生活や介護現場での困りごと等が相談できるような体制整備など、ICTの活用等も含めた環境整備を行うこと。</p> <p>○ また、1号特定技能外国人を訪問系サービスに従事させる事業所においては、上記の遵守事項に加え、以下の事項についての対応が必要です。</p> <p>① 提供するサービスの質の担保の観点等から、1号特定技能外国人を訪問系サービスに従事させるに当たっては、介護事業所等での実務経験が1年以上ある1号特定技能外国人（※）のみを従事させること。</p>
--	--	--	--	--

				<p>② 1号特定技能外国人が利用者の居宅に訪問して介護業務を行う可能性がある場合には、当該利用者やその家族に対し、以下の事項について書面を交付して説明し、当該利用者又はその家族に当該書面への署名を求めること。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 1号特定技能外国人が訪問する可能性があること・ 訪問する1号特定技能外国人の実務経験等についての内容・ ICT機器を使用しながら業務を行う場合があること・ 1号特定技能外国人の業務従事に当たって不安なことがある場合に利用者又は家族から連絡するための事業所連絡先 <p>(※) 受入れ事業所の判断で、例外的に、実務経験が1年に満たない外国人介護人材を訪問系サービスに従事させる際には、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 日本語能力試験N2相当など在留資格に依拠して求められている日本語能力よりも高いレベルの能力を有する場合に限定すること <p>かつ、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 同行訪問については、利用者ごとに行うこととし、週1回のサービス提供の場合（注）には、<ul style="list-style-type: none">* 同行訪問を半年行う* ただし、利用者・家族の同意が得られる場合には、同行訪問を3か月行った上で、サービス提供時に見守りカメラを活用する
--	--	--	--	---

				<p>などICTを用いて常に事業所とやりとりができるようにすることで対応することも可能とする</p> <p>といった措置を受入れ事業所に求めることとします。</p> <p>(注) 同行訪問について、利用者に対して、週2回のサービス提供の場合は3か月、週3回以上の場合は、2か月行うこととします。利用者・家族との信頼醸成や利用者特性に応じたサービス提供を行うために、2か月以上の同行訪問を求めることとし、それ以上の同行訪問期間の短縮は認めません。また、同行訪問については、上記を満たした上で、事業所が遵守すべき事項（同行訪問等によるOJTの実施）や配慮事項（1号特定技能外国人の実務経験や能力等に応じてOJTの期間を通常より長くすること）を踏まえて、利用者の状況等を勘案しつつ、1号特定技能外国人が訪問系サービスの提供を一人で適切に行うことができるようにするため利用者ごとに必要な期間について行うよう、受入れ事業所において適切に判断することが必要です。</p> <p>○ 1号特定技能外国人を訪問系サービスに従事させる事業所における遵守事項等は、地方出入国在留管理局への申請時ではなく、巡回訪問等実施機関において訪問系サービスに従事させる前に確認を行うと</p>
--	--	--	--	--

				<p>ともに、遵守状況について巡回訪問等を通じて確認することとなっています。そのため、事業所においては、巡回訪問等実施機関に対し、遵守事項等を満たしていることが分かる書類や巡回訪問実施前の事前質問票の提出等、必要な協力を行うことが求められます。</p> <p>○ なお、1号特定技能外国人を訪問系サービスに従事させる際の事業所の遵守事項等に関する具体例については、「外国人介護人材の訪問系サービス従事における留意点について」（令和7年3月31日付け社援発0331第40号、老発0331第12号）及びそのQ&Aに記載されておりますので、ご参照下さい。</p> <p>○ 1号特定技能外国人を訪問系サービスに従事させる事業所における遵守事項等についての問合せ先は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人 国際厚生事業団内 介護分野における特定技能協議会事務局 「訪問系サービス 巡回訪問等実施機関」 URL: https://jicwels.or.jp/fcw/?page_id=19910 ・厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 福祉人材確保対策室 E-mail: gaikoku-kaigo@mhlw.go.jp
8	P.13	<p>【事業所ごとの人数枠に係る要件】</p> <p>○3つ目</p>	(新設)	<p>【事業所ごとの人数枠に係る要件】</p> <p>○ また、1号特定技能外国人の人数枠の算定基準に含まれる介護職員とは、「介護等を主たる業務として行う常勤職員」を指します。このため、例えば、介護施設の事務職員や就労支援を行う職員、看護業</p>

				<p>務を行う看護師及び准看護師はこれに含まれません。</p> <p>一方、医療機関において、看護師や准看護師の指導の下に療養生活上の世話（食事、清潔、排泄、入浴、移動等）等を行う診療報酬上の看護補助者や、当該看護補助者の指導を同一病棟で行っている看護師及び准看護師は、算定基準に含まれます。</p>
9	P.14	<p>【協議会への加入等に係る要件】</p> <p>○3つ目</p>	<p>○ なお、介護分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会についての問合せ先は次のとおりです。</p> <p>厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 福祉人材確保対策室</p> <p>E-mail : kaigo-kyogikai@mhlw.go.jp</p>	<p>【協議会への加入等に係る要件】</p> <p>○ なお、介護分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会についての問合せ先は次のとおりです。</p> <p>厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 福祉人材確保対策室</p> <p>E-mail : gaikoku-kaigo@mhlw.go.jp</p>
10	P.14	<p>【留意事項】</p> <p>○2つ目</p>	<p>○ 令和6年6月15日より前において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定技能所属機関が、初めて1号特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、当該1号特定技能外国人の入国後4か月以内に介護分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書の提出が必要です。 ※ 誓約書（改正前の分野参考様式第1-1号）については、出入国在留管理庁ホームページに掲載しています。 ・ 特定技能所属機関が、2回目以降に受け入れる1号特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以内の申請を除く。）及び介護分野における特定技能外国 	<p>(削除)</p>

			<p>人の受入れに関する協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して受け入れた1号特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、介護分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。</p>	
1 1	別表	特定技能外国人が従事する業務区分	<p>【特定技能1号】</p> <p>身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等）</p> <p>※利用者の居宅で行われるものは対象外</p>	<p>【特定技能1号】</p> <p>身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等）</p>
1 2	分野 参考様式 第1-1号	【誓約事項】	<p>【誓約事項】</p> <p>1. 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、身体介護（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）及びこれに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等）であり、利用者の居宅においてサービスを提供する業務を含まないこと。</p> <p>（新設）</p>	<p>【誓約事項】</p> <p>1. 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、身体介護（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）及びこれに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等）であること。</p> <p>2. 1号特定技能外国人が利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事する場合には、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一</p>

			<p>2. 特定技能雇用契約において1号特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。</p> <p>3. 1号特定技能外国人を受け入れる事業所が、介護等の業務（利用者の居宅においてサービスを提供する業務を除く。）を行うものであること。</p> <p>4. 1号特定技能外国人を受け入れる事業所において、1号特定技能外国人の数が、当該事業所の日本人等の常勤の介護職員の総数を超えないこと。</p> <p>5. 厚生労働大臣が設置する介護分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。 （新設）</p> <p>6. 協議会に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>7. 介護分野への特定技能外国人の受入れに関し、厚生労働大臣が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこと。</p>	<p>号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準（平成31年厚生労働省告示第66号）第2条第2号に掲げる事項を遵守していること。</p> <p>3. 特定技能雇用契約において1号特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。</p> <p>4. 1号特定技能外国人を受け入れる事業所が、介護等の業務を行うものであること。</p> <p>5. 1号特定技能外国人を受け入れる事業所において、1号特定技能外国人の数が、当該事業所の日本人等の常勤の介護職員の総数を超えないこと。</p> <p>6. 厚生労働大臣が設置する介護分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。</p> <p>7. 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。</p> <p>8. 協議会に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>9. 介護分野への特定技能外国人の受入れに関し、厚生労働大臣又はその委託を受けた者が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこと。</p>
--	--	--	--	---

